

令和6年1月19日付け県公報第485号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（道路設計 2級基準点 3点）

3 作業期間

変更前 令和5年12月14日から令和6年3月29日まで

変更後 令和5年12月14日から令和6年3月26日まで

4 作業地域

浜松市天竜区水窪町地先、浜松市天竜区佐久間町地先